

## 大口定期預金

平成 22 年 10 月 1 日現在

ご利用いただける方

法人および個人の方

お預け入れ期間

1 ヶ月以上5年以内

お預け入れ金額

1 千万円以上（1 円単位）

満期日の設定方式

満期日の設定方式にはつぎの方式がありますので、お預け入れのときにご指定ください。

## ● 定型方式

お預け入れ日から起算して1、3、6ヵ月後、1、2、3、4、5年後の応答日を満期日とする方式。

## ● 期日指定方式

お預け入れ日から1ヵ月後の応答日の翌日以降5年後の応答日の前日までにご指定いただいた日を満期日とする方式。

利息の計算方法

付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算によります。

中間利払

満期日をお預け入れ日の2年後の応答日から5年後の応答日までの日とした場合は、つぎの中間利払を行います。

## ● 中間利払利率 …… 約定利率の70%（小数点第4位以下切り捨て）

## ● 利払の頻度

お預け入れ期間	中間利払日
2年以上3年未満	1年目の応答日
3年以上4年未満	1、2年目の応答日
4年以上5年未満	1、2、3年目の応答日
5年	1、2、3、4年目の応答日

## ● 中間払利息の支払方法

中間払利息は、中間利払日以降にあらかじめ指定されたつぎのいずれかの方法によりお支払いします。

A. 現金で受け取る方法。

B. 指定口座へ入金する方法。

## ● 中間払利息を差し引いた利息の残額は満期日以降に支払います。

## 預金利息に関する税金

- 利息に対し一律20%（国税15%、地方税5%）の税金を源泉徴収します。  
（課税方式：個人の方の場合、分離課税。）
- 中間利払を行う場合も、20%の税金を源泉徴収したうえで、利払を行います。
- この預金は、マル優の対象とはなりません。

## 中途解約

この預金は原則として中途解約はできません。

当行がやむをえないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、当初の約定期間および預入期間（お預け入れ日から解約日の前日までの日数）に応じた利率（別表の「中途解約利率表」によります。小数点第3位以下は切り捨てます。）を適用のうえ、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で利息を計算します。なお、中間利払が行われている場合は、その支払額と満期前解約利息との差額を清算します。

## 自動継続の取扱

満期日の設定を定型方式としたもの（お預け入れ期間を1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年のいずれかとしたもの）については、満期日に元金または元利金をもって、前回と同一の期間の自動継続定期預金（大口定期預金）に継続する取扱ができます。

## 満期日以降の利息

この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替日における普通預金の利率により、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で利息計算します。

## 付加できる特約事項

個人の方の通帳式自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。  
（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%をプラスした利率）

## その他参考となる事項

この預金は預金保険制度の対象となります。

## 適用金利

金利については窓口でお問い合わせください。（店頭表示しています）

当行が契約している指定紛争解決機関

【全国銀行協会】

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

以上

## 大口定期 中途解約利率表

約定期間	1ヵ月以上	3ヵ月以上	6ヵ月以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年
預入期間	3ヵ月未満	6ヵ月未満	1年未満	3年未満	4年未満	5年未満	
1ヵ月未満	解約日現在の普通預金利率						
1ヵ月以上	この預金のお預け入れ日における「期間1ヵ月ものの店頭表示利率」×80%						
3ヵ月以上	この預金のお預け入れ日における「期間3ヵ月ものの店頭表示利率」×80%						
6ヵ月以上	この預金のお預け入れ日における「期間6ヵ月ものの店頭表示利率」×80%						
1年以上	この預金のお預け入れ日における「期間1年ものの店頭表示利率」×90%						
2年以上	この預金のお預け入れ日における「期間2年ものの店頭表示利率」×90%						
3年以上	この預金のお預け入れ日における「期間3年ものの店頭表示利率」×90%						
4年以上	この預金のお預け入れ日における「期間4年ものの店頭表示利率」×90%						